

#### 4 監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、愛知県知事、愛知県教育委員会教育長及び愛知県公安委員会委員長から令和4年定期監査の結果（令和4年9月6日4監査公表第4号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和4年12月9日

愛知県監査委員	前	田	貢
同	川	上	明彦
同	山	内	和雄
同	川	嶋	太郎
同	青	山	省三

#### 1 収入

是正又は改善を必要とする事項	措 置 の 内 容
<p>○指摘事項 【県税の収納事務において、納入者不明収納金が発生していたもの（合規性）】 <u>該当機関</u> 西尾張県税事務所</p> <p>西尾張県税事務所において、令和3年5月13日13時に、県税収納窓口で収納した現金と領収書控（領収済通知書）の金額を照合したところ、現金1万円が上回っていた。</p> <p>当日の12時までの3回の照合では現金と領収書控（領収済通知書）の金額が一致していたため、12時から13時に納付を行った納入者2名に対して聞き取りを行ったが、誤納金の納入者及び税目を特定することができず、納入者不明収納金として雑入で受け入れていた。</p> <p>同事務所では10万円未満の現金収納の場合、窓口職員が一人で複数回確認していたものの、複数人での確認や新札は必ず折り曲げて複数回確認するなどの収納事務における現金の過誤の発生防止の対策が不十分であったと言わざるを得ない。</p>	<p>再発防止策として、収納した現金の金額にかかわらず複数人での確認を行うこと及び新札は必ず折り曲げて複数回確認することを周知徹底した。</p> <p>また、総務局としては、事後に開催した県税事務所徴収課長会議において現金過誤の発生防止対策を行うよう周知徹底した。加えて、令和4年3月29日付けで原因特定及び事後対応ができるよう収納窓口に録画機能付きカメラを設置するよう通知した。</p>

## 2 支出

是正又は改善を必要とする事項	措 置 の 内 容
<p>○指摘事項 【予定価格を超えた金額で契約を締結していたもの（合規性）】 該当機関 知多福祉相談センター</p> <p>知多福祉相談センターでは、産業廃棄物処理業務を業者に委託していたが、契約を締結する場合には、執行伺で予定価格とした金額の範囲内で行わなければならないところ、その確認が不十分であったために、執行伺で予定価格とした金額を超えた金額で契約を締結していた。</p>	<p>再発防止策として、上司を含む複数の職員による確認を確実にし、愛知県財務規則に沿った適正な会計事務の執行に努めるよう周知徹底した。</p> <p>また、福祉局としては、令和4年9月13日付けで予算執行及び契約手続について適正に事務処理を行うよう周知徹底した。</p>
<p>○指摘事項 【執行伺を作成せずに高等学校等就学支援金の支出手続を行っていたもの（合規性）】 該当機関 横須賀高等学校</p> <p>かいにおける予算を伴う事業の執行に当たっては、「知事が指定する事項に係る事業執行」を除き、あらかじめ、事業の内容、予算、執行理由等を記載した執行伺を作成して決裁を受けた上で支出手続を行わなければならないとされている。</p> <p>横須賀高等学校では、高等学校等就学支援金 59,535,900 円を支出するに当たり、執行伺について作成を省略できるものと誤解し、決裁がされないまま支出手続を行っていた。</p>	<p>再発防止策として、予算執行の際には執行伺の作成を省略できる事項かどうかを必ず確認するよう周知徹底するとともに、令和4年4月11日に所属内事務研修会を開催し、適正な執行管理を行うよう徹底した。</p> <p>また、教育委員会としては、令和4年9月6日に事務長の地区代表者に対して本事例を周知するとともに、同年10月12日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。</p>
<p>○指摘事項 【随意契約に係る事務手続が不適切であったもの（合規性）】 該当機関 田口高等学校</p> <p>随意契約に係る事務手続は、契約内容等を記載した予算執行書（かいにあっては執行伺）に設計書や仕様書等を添付して決裁を受けてから見積書を徴取し、契約業者を決定し、その後、支出負担行為決議書に契約書案等を添付して決裁を受けてから契約を締結するものとされている。</p> <p>しかし、田口高等学校では、屋外トイレ</p>	<p>再発防止策として、契約事務にかかる正しい手続について所属内で再度周知し、認識を共有するとともに、チェックリストを作成して活用することで、日頃から契約事務の流れについて意識を持ち、事務誤りの防止に向けて取り組むこととした。</p> <p>また、教育委員会としては、令和4年9月6日に事務長の地区代表者に対して本事例を周知するとともに、同年10月12日に県立学校長向け研修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底した。</p>

<p>改修工事契約（契約金額 1,738,000 円）において、見積書徴取の結果、最も安価な見積書を提出した業者に対し、支出負担行為決議書による契約の意思決定や書面による契約行為の前に工事を着手させていた。これは、同校では、支出負担行為決議書及び契約書の作成時期について安易に考えて決裁を行ったことによるものであり、適正な契約事務の手續についての認識が欠如していたものと言わざるを得ない。</p>	
--	--

### 3 財産・物品

是正又は改善を必要とする事項	措置の内容
<p>○指摘事項 【行政財産の特別使用許可の手續を行わずに施設を使用させていたもの（合規性）】 該当機関 東三河運転免許センター</p> <p>東三河運転免許センターでは、行政財産特別使用許可により電気事業者に設置を許可した電柱2本及び支線1本について、特別使用許可を受けて電柱を設置する者以外が当該電柱等に電線等を共架する場合には、2次使用者として特別使用許可の手續が必要となるが、確認不足により、ケーブルテレビ会社や自衛隊の電線が許可なく共架されていた。</p>	<p>当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請書の提出を求め、令和4年2月18日付けで使用を許可した。</p> <p>再発防止策として、境界杭の確認及び敷地確認の際に、使用許可のとおりであるかを併せて確認することとした。</p> <p>また、警察本部としては、令和4年1月11日付けの通知により、電柱等の取扱いに関する実態調査を実施し、警察本部施設課とかい所属において、使用許可のとおりであるかを精査した。更に、毎年12月頃、翌年度の行政財産使用許可の具体的な事務手續要領を通知し、継続的な注意喚起を図ることとした。</p>
<p>○指摘事項 【物品（郵便切手）の所在が不明となったもの（合規性）】 該当機関 西三河農林水産事務所</p> <p>西三河農林水産事務所では、郵便切手を100枚単位のシートとそれ以外の端数の郵便切手をそれぞれ別のファイルに入れ、常時施錠している金庫で保管し、勤務時間中は、端数の郵便切手の入ったファイルを金庫から取り出し、事務担当者が机上で保管している。なお、事務担当者が机上で保管する郵便切手に不足が生じた場合は、その都度、金庫で保管する100枚単位の切手シ</p>	<p>再発防止策として、令和3年6月11日から、毎月月末締めのみ行っていた郵便切手類出納簿と保管する郵便切手の照合を、毎日複数名で行うこととした。また、金庫で保管する100枚単位の切手シートを、事務担当者が保管する郵便切手のファイルに補充する際には、複数名で確認した上、差引簿に記入することとし、チェック体制を強化した。</p> <p>また、農業水産局としては、令和4年3月25日付けで物品の管理における適正な事務処理等について周知徹底した。</p>

<p>ートを補充している。</p> <p>また、物品出納職員による点検は、毎月月末締めでの郵便切手類出納簿の現在数と保管する郵便切手との照合が行われていた。</p> <p>しかし、令和3年5月末日時点の点検を行ったところ、100円切手が100枚(1シート)不足していることが判明した。</p> <p>同事務所では、毎月、物品出納職員による点検が行われていたものの、勤務時間中に事務担当者が保管する郵便切手を補充する際のシートの枚数の確認や常時金庫内で保管する切手シートを含めた郵便切手の現在数と郵便切手類出納簿の照合などの紛失の予防措置としての物品管理が不十分であったと言わざるを得ない。</p>	
<p>○指摘事項</p> <p>【物品(レコード)の一部の所在が不明となったもの(合規性)】</p> <p><u>該当機関</u> 足助高等学校</p> <p>足助高等学校では、物品として管理しているレコード(全12巻48枚)のうち11枚の所在が不明になっていた。</p> <p>同校では、愛知県財務規則で毎年度一回以上実施することとされている点検においては、レコードが保管されている外箱を確認することにとどまり、その内容物まで確認していなかった。</p>	<p>再発防止策として、令和4年2月3日の職員会議において、今回の物品紛失にかかるてん末を説明し、形だけの点検にならないよう周知するとともに、令和4年9月8日の職員会議において、全職員に対し物品の適切な管理を行うように働きかけた。</p> <p>その後、令和4年9月13日に生徒用タブレットを除く全ての備品を写真撮影し、写真付きの備品台帳を作成し、物品点検の際には写真と現物を突合するようにした。</p> <p>また、教育委員会としては、令和4年9月6日に事務長の地区代表者に対して本事例を周知するとともに、同年10月12日に県立学校長向け研修会を行い、物品の適正な管理を行うよう周知徹底した。</p>
<p>○指摘事項</p> <p>【物品(電気ドリル)の所在が不明となったもの(合規性)】</p> <p><u>該当機関</u> 大府特別支援学校</p> <p>大府特別支援学校では、令和2年12月9日に、作業用の電気ドリルを購入し、用務員が使用していたが、令和3年7月19日に、物品の点検を実施したところ、当該電気ドリルの所在が不明になっていた。その後、</p>	<p>再発防止策として、従来は年に1回実施していた物品点検を令和4年度からは年3回(年度初め、夏季休業中、年度末)実施することとし、令和4年4月1日の職員会議において周知した。</p> <p>また、教育委員会としては、令和4年9月6日に事務長の地区代表者に対して本事例を周知するとともに、同月12日に県立学校長向け研修</p>

<p>全職員に捜索を依頼したが、当該物品を発見することができなかった。</p> <p>同校では、毎年度1回、保管する物品の点検は行っていたものの、用務員倉庫の物品管理責任者である用務員の引継ぎの際に、倉庫内の物品の所在を確認するなどの紛失の予防措置としての物品の管理が不十分であったと言わざるを得ない。</p>	<p>会を行い、物品の適正な管理を行うよう周知徹底した。</p>
<p>○指摘事項</p> <p>【物品（デジタルカメラ）の所在が不明となったもの（合規性）】</p> <p>該当機関 千種警察署</p> <p>愛知県財務規則では、物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないものであり、適正に管理することが求められている。</p> <p>しかしながら、千種警察署においては、捜査員2名が捜査活動にデジタルカメラを使用した後、お互いが当該カメラを所持していると思い込み、当該カメラの所在を確認することなく帰庁した。そして、捜査活動の翌日、署内の保管場所において、当該カメラの所在を確認しようとした際に、その紛失が判明した。</p> <p>これは、物品管理の重要性の認識が欠如し、当該カメラの保管状況の確認を怠ったためであり、紛失の予防措置としての物品管理が不十分であったと言わざるを得ない。</p>	<p>再発防止策として、保管する全てのデジタルカメラにネックストラップを装着し、体から離れないような対策をとるとともに、持出・返却の際には幹部による現物確認を徹底させた。</p> <p>さらに、令和3年10月27日付けの警察本部からの注意喚起の資料により署員に研修を実施し、物品の適正な管理について周知徹底した。</p> <p>また、警察本部としては、令和4年9月12日付けで通知文を発出し、物品亡失事案の絶無に向けた取組について周知徹底した。</p>

#### 4 工事

是正又は改善を必要とする事項	措置の内容
<p>○指摘事項</p> <p>【舗装修繕工事において、設計金額及び契約金額に誤りがあったもの（合規性）】</p> <p>該当機関 海部建設事務所</p> <p>前払金の保証がある工事について、前払金支出割合が35%以下の設計金額は、一般管理費等率に一定の補正を行うこととされている。</p> <p>海部建設事務所では、舗装道修繕工事の設計において、一般管理費を積算する際、</p>	<p>再発防止策として、設計書作成に当たっては、諸経費算定に係る条件設定についても細心の注意を払うとともに、必ず複数名で検算を行うように周知徹底した。</p> <p>また、建設局としては、令和4年8月18日付けで、違算防止及び十分な検算の実施につき、改めて周知徹底した。</p>

<p>設計担当者が積算システムの操作を誤り、前払金支出割合が35%以下ではないにもかかわらず、補正係数1.04を乗じて補正を行い、さらに、確認者においてもこのことを見過ごしたため、設計金額が158,400円過大となっていた。</p> <p>その結果、当該設計金額に基づき算定(工事価格×請負率)した契約金額(変更後)についても151,800円過大となっていた。</p>	
<p>○指摘事項</p> <p>【配水管更新工事において、設計金額及び契約金額に誤りがあったもの(新規性)】</p> <p><b>該当機関</b> 企業庁水道事業課、愛知用水水道事務所</p> <p>「設計基準(水道編)」(現「積算基準及び歩掛表(水道編)」)において、材料費の単価は、設計単価表、他局で定めた単価及び物価資料から決定するが、それらの方法により難しい場合には、見積りを複数徴取し、異常値を除いた価格の平均価格をもって決定するものとされている。また、1件1.5億円以上の工事は各事務所において設計書を作成し、本庁で入札等の契約手続を行うこととなっている。</p> <p>愛知用水水道事務所では、設計担当者が配水管更新工事の本設計書作成に先立ち、予算管理のために一旦、以前の工事で使用した単価で概算設計書を作成した後、本工事の積算に用いる材料単価について見積りの平均価格をもって決定した。</p> <p>設計担当者は当然本設計書作成時に、今回新たに平均価格から決定した単価に変更すべきであったが、これを失念した。さらに、本設計書について、愛知用水水道事務所及び水道事業課でも決裁時に誤りが発見できなかったため、設計金額が1,958,000円過小となった。</p> <p>その結果、当該設計金額に基づき算定(工事価格×請負率)した契約金額(変更後)についても1,782,000円過小となっていた。</p> <p>これは、設計者が単価の変更を失念したことはもとより、決裁過程におけるチェックが十分に機能していなかったことが問題と言わざるを得ない。</p>	<p>再発防止策として、設計書及び変更設計書作成に当たっては、単価入力ミスの防止に細心の注意を払うとともに、複数名での確認を確実に行うように周知徹底した。</p> <p>また、企業庁としては、令和4年10月5日付けで本庁関係課及び関係出先機関に対して、設計書の適正な作成について周知徹底するとともに、同月12日、本庁及び出先機関の関係職員を対象とした研修を開催し、事例を示して、単価入力ミスの防止及び確実な検算の実施について、改めて周知徹底した。</p>